

令和6年度 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の正誤表

【 誤 】

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③  
 課税総所得金額③×税率④＝税額控除前所得割額④  
 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥  
 所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨  
 特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。  
 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。  
 3 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することのできなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことで、

◎税率

- 均等割
  - 市民税 ~~3,000円~~ 県民税 ~~1,500円~~
  - ~~市民税のうち500円は防災・減災事業のための臨時特例分です。~~
  - ~~※県民税のうち500円はながさき森林環境税分、400円は防災・減災事業のための臨時特例分です。~~
- 所得割（総合課税分）
  - 市民税 6%
  - 県民税 4%
  - 森林環境税 1,000円

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) (限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額6万8千円)

社会保険料控除額	支払金額	
	支払金額	控除額
生命保険約	12,000円以下	全額
	12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
	32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
介護保険約	56,000円超	28,000円
	15,000円以下	全額
	15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
健康保険約	40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
	70,000円超	35,000円
	料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)
地震保険約	支払金額	控除額
	50,000円以下	支払金額の1/2
	50,000円超	25,000円
火災保険約	5,000円以下	全額
	5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円		

【 正 】

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③  
 課税総所得金額③×税率④＝税額控除前所得割額④  
 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥  
 所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨  
 特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。  
 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。  
 3 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することのできなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことで、

◎税率

- 均等割
  - 市民税 **3,000円** 県民税 **1,500円**
  - ※県民税のうち500円はながさき森林環境税分です
- 所得割（総合課税分）
  - 市民税 6%
  - 県民税 4%
  - 森林環境税 1,000円

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) (限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額6万8千円)

社会保険料控除額	支払金額	
	支払金額	控除額
生命保険約	12,000円以下	全額
	12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
	32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
介護保険約	56,000円超	28,000円
	15,000円以下	全額
	15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
健康保険約	40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
	70,000円超	35,000円
	料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)
地震保険約	支払金額	控除額
	50,000円以下	支払金額の1/2
	50,000円超	25,000円
火災保険約	5,000円以下	全額
	5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円		

◎税率の説明記述に誤りがありました。

⇒ 市民税 **3,000円** 県民税 **1,500円**

※県民税のうち500円はながさき森林環境税分です。

・森林環境税1,000円 は国税です。